

2 慢性腎疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「対象疾病」 「疾病の状態の程度」 および「対象基準」について
 - 表1 対象疾病一覧
 - 表2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 申請時の注意点－疾患群内共通－
 - 表3 年齢・性別ごとの血清Cr中央値及び腎機能低下基準値
4. 申請時の注意点－疾患個別－

2

1. 疾患群の概要

腎炎、ネフローゼ症候群、腎・尿路奇形、尿細管疾患などが含まれ、対象疾病名は病理診断名を基本としている。

血尿、蛋白尿、腎機能障害、高血圧、浮腫、電解質異常等の症状を呈するが、周産期の超音波検査、3歳児健診の際の検尿、学校検尿等で、偶然に発見されることが多いことが特徴である。

早期発見と早期治療により、末期腎不全への進行防止や進行遅延が期待される。

3

2. 「対象疾病」「疾病の状態の程度」 および「対象基準」について

- 対象となる疾病名（対象疾病：表1）と、対象となる範囲（疾病の状態の程度：表2）は、厚生労働省告示で定められている。
- 小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象は、
対象疾病であり、かつ、「疾病の状態の程度」に該当する場合である。
- 一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、
厚生労働省通知により、運用の際の解釈（運用解釈）が示されている場合がある。
各自治体での認定審査は、両者に基づいて行われる。
- 本スライドでは「疾病の状態の程度」と、これに運用解釈を反映させた「対象基準」
を表2に示す。

4

表1 対象疾病一覧 (慢性腎疾患)

対象疾病			対象基準	対象疾病			対象基準
大分類	細分類			大分類	細分類		
ネフローゼ症候群	1 フィンランド型先天性ネフローゼ症候群	腎A	慢性糸球体腎炎	11 紫斑病性腎炎			腎C
	2 びまん性メサンギウム硬化症	腎A		12 抗糸球体基底膜腎炎 (グッドパストチャー (Goodpasture) 症候群)			腎C
	3 微小変化型ネフローゼ症候群	腎B		13 慢性糸球体腎炎 (アルポート (Alport) 症候群によるものに限る。)			腎C
	4 巣状分節性糸球体硬化症	腎C		14 エプスタイン (Epstein) 症候群			腎F
	5 膜性腎症	腎C		15 ルーブス腎炎			腎G
	6 ギャロウェイ・モワト (Galloway-Mowat) 症候群	腎D		16 急速進行性糸球体腎炎 (顕微鏡的多発血管炎によるものに限る。)			腎G
	7 1から6までに掲げるもののほか、ネフローゼ症候群	腎E		17 急速進行性糸球体腎炎 (多発血管炎性肉芽腫症によるものに限る。)			腎G
慢性糸球体腎炎	8 IgA腎症	腎C		18 非典型溶血性尿毒症症候群			腎H
	9 メサンギウム増殖性糸球体腎炎 (IgA腎症を除く。)	腎C		19 ネイル・パテラ (Nail-Patella) 症候群 (爪膝蓋症候群)			腎C
	10 膜性増殖性糸球体腎炎	腎C		20 フィブロネクチン腎症			腎I

本講座では、便宜上、対象基準にアルファベット名をつけて、表1と表2を対応させている。
対象基準の詳細は、後のスライド表2を確認のこと。

5

表1 対象疾病一覧 (慢性腎疾患)

対象疾病			対象基準	対象疾病			対象基準
大分類	細分類			大分類	細分類		
慢性糸球体腎炎	21 リボタンパク糸球体症	腎I	腎動静脈瘻	31 腎動静脈瘻			腎J
	22 7から21までに掲げるもののほか、慢性糸球体腎炎	腎C	尿細管性アシドーシス	32 尿細管性アシドーシス			腎F
慢性尿細管間質性腎炎 (尿路奇形が原因のものを除く。)	23 慢性尿細管間質性腎炎 (尿路奇形が原因のものを除く。)	腎J	ギッテルマン (Gitelman) 症候群	33 ギッテルマン (Gitelman) 症候群			腎F
慢性腎孟腎炎	24 慢性腎孟腎炎	腎J	バーター (Bartter) 症候群	34 バーター (Bartter) 症候群			腎F
アミロイド腎	25 アミロイド腎	腎F	腎尿管結石	35 腎尿管結石			腎K
家族性若年性高尿酸血症性腎症	26 家族性若年性高尿酸血症性腎症	腎F	慢性腎不全	36 慢性腎不全 (腎腫瘍によるものに限る。)			腎J
常染色体優性尿細管間質性腎疾患	27 常染色体優性尿細管間質性腎疾患	腎J		37 慢性腎不全 (急性尿細管壊死または腎虚血によるものに限る。)			腎J
ネフロン病	28 ネフロン病	腎F	腎奇形	38 多発性囊胞腎			腎F
腎血管性高血圧	29 腎血管性高血圧	腎F		39 低形成腎			腎J
腎静脈血栓症	30 腎静脈血栓症	腎F		40 腎無形成			腎J

6

表1 対象疾患一覧 (慢性腎疾患)

大分類	対象疾患		対象基準
		細分類	
腎奇形	41	ポッター (Potter) 症候群	腎F
	42	多囊胞性異形成腎	腎J
	43	寡巨大糸球体症	腎J
	44	鰐耳腎症候群	腎J
	45	38から44までに掲げるもののほか、腎奇形	腎J
尿路奇形	46	閉塞性尿路疾患	腎K
	47	膀胱尿管逆流（下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く。）	腎K
	48	46及び47に掲げるもののほか、尿路奇形	腎K
萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	49	萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	腎J
ファンコニー (Fanconi) 症候群	50	ファンコニー (Fanconi) 症候群	腎F
ロウ (Lowe) 症候群	51	ロウ (Lowe) 症候群	腎F

7

表2 疾病の状態の程度と対象基準 (慢性腎疾患)

疾病の状態の程度	対象基準	
次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合 ウ 腎移植を行った場合	同左	腎A
次のいずれかに該当する場合 ア 半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合 イ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ウ 腎移植を行った場合	次の①から③のいずれかに該当する場合 ① 半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合（新規発症例は発症時も回数に含める） ② 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ③ 腎移植を行った場合	腎B
病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	同左	腎C
次のいずれかに該当する場合 ア 蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合 イ 運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	次の①又は②に該当する場合 ① 蛋白尿がみられる場合、腎機能低下（おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合又は腎移植を行った場合 ② 運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	腎D

注1：腎Dは、令和3年11月に「ギャロウェイ・モワト症候群」が追加されるにあたり定められた。

8

表2 疾病の状態の程度と対象基準 (慢性腎疾患)

疾病の状態の程度	対象基準
次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合 ウ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合 オ 腎移植を行った場合	次の①から⑤)のいずれかに該当する場合 ① 先天性ネフローゼ症候群の場合 ② 半年間で3回以上再発した症例の場合又は1年間に4回再発した場合 (新規発症例は発症時も回数に含める) ③ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ④ ステロイド抵抗性であり、4週間のステロイド治療を行った後も、尿中蛋白質 100mg/dL、又は尿中蛋白質 1g/日) 以上で、かつ血清アルブミン 3.0g/dL 未満の状態である場合 ⑤ 腎移植を行った場合。 なお、継続症例と再発症例については、腎生検により詳細な診断を行い、巣状分節性糸球体硬化症、膜性腎症、IgA腎症等の病型を区別すること
治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下 (おおむね3か月以上、血清 Cr が年齢性別ごとの中央値 (別表参照) の 1.5 倍以上持続) がみられる場合又は腎移植を行った場合
病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合	同左

9

表2 疾病の状態の程度と対象基準 (慢性腎疾患)

疾病の状態の程度	対象基準
治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、血漿交換療法若しくは輸血のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	同左
蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合	蛋白尿がみられる場合、腎機能低下 (おおむね3か月以上、血清 Cr が年齢性別ごとの中央値 (別表参照) の 1.5 倍以上持続) がみられる場合又は腎移植を行った場合
腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下 (おおむね3か月以上、血清 Cr が年齢性別ごとの中央値 (別表参照) の 1.5 倍以上持続) がみられる場合又は腎移植を行った場合
腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下 (おおむね3か月以上、血清 Cr が年齢性別ごとの中央値 (別表参照) の 1.5 倍以上持続) がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合

10

3. 申請時の注意点 一疾患群内共通一

「疾病の状態の程度」における腎機能低下の定義

「疾病の状態の程度」における「腎機能低下」とは、
「おおむね3か月以上、血清Crが年齢・性別ごとの中央値の1.5倍以上が持続した場合」とされている。
他の疾患群における腎機能低下の基準もこれに従う。
各年齢・性別ごとの血清Crの中央値および腎機能低下基準値については、[表3](#)を参照すること。

11

表3 年齢・性別ごとの血清Cr中央値及び腎機能低下基準値

年齢（月齢）	中央値	腎機能低下基準値
3-5か月	0.20	0.30
6-8か月	0.22	0.33
9-11か月	0.22	0.33
1歳	0.23	0.35
2歳	0.24	0.36
3歳	0.27	0.41
4歳	0.30	0.45
5歳	0.34	0.51
6歳	0.34	0.51
7歳	0.37	0.56
8歳	0.40	0.60
9歳	0.41	0.62
10歳	0.41	0.62
11歳	0.45	0.68

年齢	男子		女子	
	中央値	腎機能低下基準値	中央値	腎機能低下基準値
12歳	0.53	0.80	0.52	0.78
13歳	0.59	0.89	0.53	0.80
14歳	0.65	0.98	0.58	0.87
15歳	0.68	1.02	0.56	0.87
16歳	0.73	1.10	0.59	0.89
17歳以上	0.83	1.24	0.63	0.95

(単位 : mg/dL)

12

3. 申請時の注意点 一疾患群内共通一

包括的病名の選択について

「〇〇から●●までに掲げるもののほか、・・・」といった形式の包括的病名を選択する際は、具体的な確定診断名を別途記載しなければならない。

薬物治療について

「疾病の状態の程度」に掲げられている薬物療法のいずれにも該当しない薬物療法を行っている場合であっても、「疾病の状態の程度」に掲げられている薬物療法と同等の薬物療法であると判断される場合は、「疾病の状態の程度」に該当しているものとして医療費助成の対象となる。

13

3. 申請時の注意点 一疾患群内共通一

成長ホルモン治療について

- 腎機能低下による低身長症に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、慢性腎疾患の医療意見書のほかに「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。
- 成長ホルモン治療に対する医療費助成の認定には、小児慢性特定疾病対策として別途定められた基準があり、成長ホルモン製剤の保険適用基準とは一部異なっていることに注意する。

※ 成長ホルモン治療に関する詳細は、別講義「成長ホルモン治療」等を参照すること。

14

4. 申請時の注意点 一疾患個別一

ネフローゼ症候群①

- 難治性ネフローゼ症候群に対する免疫抑制薬等による寛解状態も医療費助成の対象となる。
- 微小変化型ネフローゼ症候群等の「疾病の状態の程度」における、「半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合」とは、直近（申請時から遡っておおむね1年間）の半年以内に3回以上の再発を認めた場合又は、1年以内に4回以上再発した場合を医療費助成の対象とする。なお、新規発症例については、発症時も回数に含める。
- ただし、上記を満たす症例であっても、「半年間で3回以上再発した場合」は1回目及び2回目の再発、「1年間に4回以上再発した場合」は3回目までの再発の治療に要した費用は、医療費助成の対象としない。

15

4. 申請時の注意点 一疾患個別一

ネフローゼ症候群②

- ネフローゼ症候群の診断に際しての基準は、国際小児腎臓病研究班 (International Study of Kidney Disease in Children: ISKDC) 、もしくは厚生省特定疾患調査研究班の診断基準いずれを用いても良い。
- 微小変化型ネフローゼ症候群 (Minimal change nephrotic syndrome: MCNS) の確定診断には組織学的検査が必要であるが、小児の特発性ネフローゼ症候群は組織学的には、MCNSが70~80%を占めていることが知られており、かつMCNSの90%以上はステロイドによる治療に反応するステロイド感受性であるため、一般的には腎生検は行わずにステロイド療法を先行させる。
従って、組織学的検査は申請には必須ではない。

16

4. 申請時の注意点 一疾患個別一

慢性糸球体腎炎

慢性糸球体腎炎等において、「診断の手引き」に従い、原則医療意見書に病理組織検査による確定診断を記載することを求めているが、患者の状態等を鑑みて、確定診断のための腎生検を安全に実施することが困難な場合は、腎生検が実施できない理由を医療意見書に記載する必要がある。

以上で本講座は終了です。

17